父子家庭に対する児童扶養手当について

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます。ただし所得制限があり、一定額以上の方には支給されません。公的年金を受けられる場合も支給されません。

受給のためには、町村へ申請（認定請求）が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。

＜児童扶養手当とは＞

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

＜父子家庭の支給要件＞

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

① 父母が婚姻を解消した子ども
② 母が死亡した子ども
③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
④ 母の生死が明らかでない子ども
⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

＜手当月額＞

支給期間　児童が18歳に達した年度末まで

支給金額　児童1人の場合 9,850円～41,720円
児童2人以上の加算額
2人目　5,000円
3人目以降　1人につき、3,000円
所得等により変動します。

＜所得制限限度額＞

扶養親族等の数	本人 全部支給の所得制限限度額	本人 一部支給の所得制限限度額	扶養義務者等の所得制限限度額
	万円	万円	万円
0人	19	192	236
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

（注）1　受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と左表の額を比較して、全部支給、一部支給、全額支給停止のいずれかに決定されます。

2　所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には、左記の額に次の額を加算した額。

（1）本人の場合は、
①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
②特定扶養親族1人につき15万円

（2）孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円

3　扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円（（扶養親族等）が2の場合にはそれぞれ加算）を加算した額。

＜受給申請＞

申請窓口　美波町役場住民福祉課 又は 由岐支所住民室

申請受付開始日　平成22年8月2日～

平成22年11月30日までに申請をすれば、次の取扱になります。

※平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
8月分から支給されます。

※平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
「支給要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
8月～11月分が支給されるのは、12月です。

★11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。

申請に必要なもの
・印　鑑
・受給資格者と子どもの戸籍謄本
・住民票謄本
・その他、必要に応じて提出する書類があります。

くわしくは、役場住民福祉課（☎77-3614）までお問い合わせください。